

## 広島県告示第 44 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、  
公有水面埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を次のとおり認可した。

平成 19 年 1 月 21 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成 19 年 1 月 11 日

### 2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

#### (1) 名称及び所在地

三原市幸崎町能地 544 番地の 13

幸陽船渠株式会社

#### (2) 代表者の氏名

代表取締役 檜 垣 俊 幸

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

(第 2-2-1 工区)

三原市幸崎町能地字下味潟 2859 番 11 の地先公有水面

#### (2) 区域

(第 2-2-1 工区)

次の各地点を順次結んだ線及び(タ)の地点と(チ)の地点を結んだ線により囲まれた区域

(タ)の地点 広島県三原市幸崎町渡瀬の国土地理院四等三角点「鳥羽」(北緯 34 度  
20 分 11 秒 913, 東経 133 度 1 分 21 秒 639, 標高 228. 19m)

から 103 度 45 分 02 秒 2, 147. 02m の地点

(ハ)の地点 (タ)の地点から 148 度 10 分 18 秒 60. 00m の地点

(ホ)の地点 (ハ)の地点から 62 度 30 分 25 秒 115. 65m の地点

(ケ)の地点 (ホ)の地点から 328 度 10 分 18 秒 1. 23m の地点

(ニ)の地点 (ケ)の地点から 327 度 58 分 17 秒 68. 77m の地点

(ナ)の地点 (ニ)の地点から 238 度 16 分 35 秒 31. 21m の地点

(ト)の地点 (ナ)の地点から 237 度 10 分 51 秒 11. 40m の地点

(テ)の地点 (ト)の地点から 148 度 34 分 17 秒 1. 84m の地点

(ツ)の地点 (テ)の地点から 238 度 8 分 51 秒 41. 25m の地点

(チ)の地点 (ツ)の地点から 329 度 52 分 32 秒 0. 60m の地点

#### (3) 面積

(第 2-2-1 工区)

7, 440. 29 平方メートル

### 4 埋立免許の告示の年月日及び番号

昭和 50 年 11 月 11 日 広島県告示第 954 号

(昭和 50 年 11 月 5 日付け指令港第 413 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

三原市